

■ 通行区分

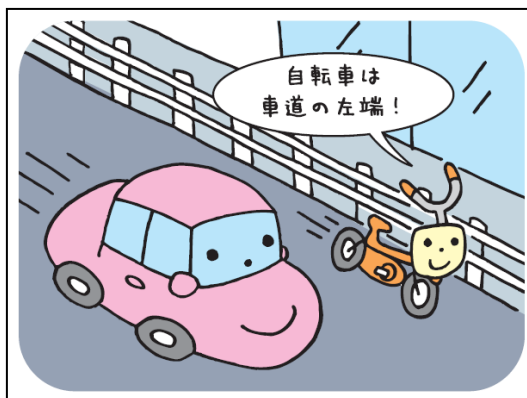
- 道路交通法第17条第1項

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

- [左寄り通行等] 道路交通法第18条第1項

自転車は道路の左側端に寄って道路を通行しなければならない。

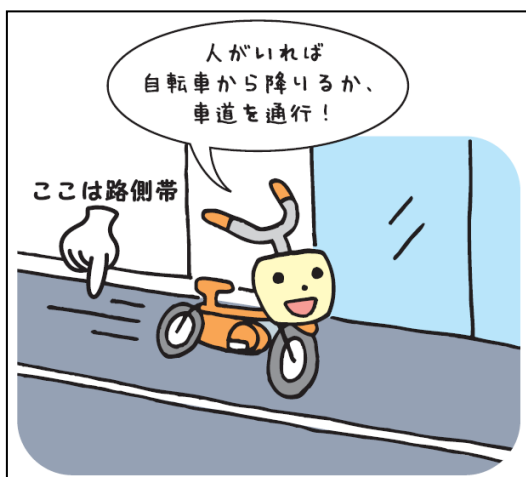


■ 軽車両の路側帯通行

- 道路交通法第17条の2

罰則：2万円以下の罰金又は科料

自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、路側帯を通行することができる。この場合、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。



下図のような歩行者用路側帯は自転車での通行ができません。自転車を押して歩くか、車道の路側帯寄りを通行しましょう。

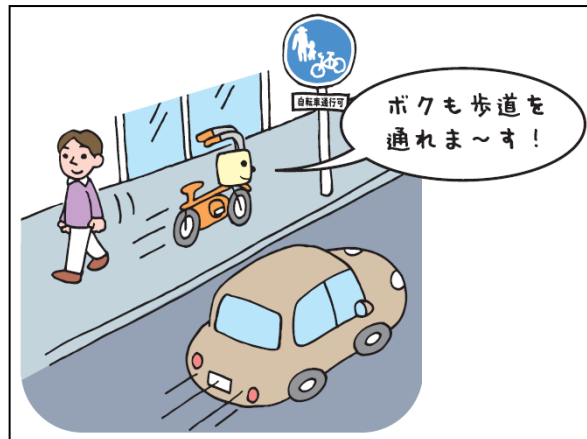


■ 普通自転車の歩道通行

➤ 道路交通法第63条の4第1項

- 自転車歩道通行可の標識等がある場合。
- 自転車を運転している人が
 - ・ 13歳未満の子ども
 - ・ 70歳以上の高齢者
 - ・ 身体の不自由な人
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合。

歩道を通行することができる。



■ 普通自転車の歩道通行

➤ 道路交通法第63条の4第2項

罰則：2万円以下の罰金又は科料

- 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道よりの部分を通行しなければならない。
- 歩道を通行する場合、すぐに停止できるような速度で徐行すること。
- 歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。
- 自転車通行指定部分がある時は、指定部分を通行しなければならない。
- 自転車通行指定部分については、指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行すること。

